

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

訓令（乙）第 2 0 6 号

（設置）

第 1 条 武蔵村山市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）及び教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 懇談会は、教育大綱及び教育振興基本計画の素案の作成に関し必要な事項を検討し、その結果を、大綱に係るものにあつては市長に、教育振興基本計画に係るものにあつては教育委員会に報告する。

（組織）

第 3 条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 1 1 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 武蔵村山市教育委員会委員 1 人
- (3) 武蔵村山市立小学校校長会の代表 1 人
- (4) 武蔵村山市立中学校校長会の代表 1 人
- (5) 武蔵村山市社会教育委員 1 人
- (6) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1 人
- (7) 武蔵村山市公民館運営審議会の委員 1 人
- (8) 武蔵村山市立小学校の P T A の会長 1 人
- (9) 武蔵村山市立中学校の P T A の会長 1 人
- (10) 公募による市民 2 人

2 委員の任期は、前条の規定による報告をもって満了する。

（座長及び副座長）

第 4 条 懇談会に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、企画財政部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会 委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
委 員	染 谷 由 之	東京聖徳学園教授	学識経験者
委 員	大 野 順 布	教育長職務代理者	武蔵村山市教育委員会委員
委 員	押 本 純 樹	市立第一小学校統括校長	市立小学校校長会の会員
委 員	島 田 治	市立第一中学校校長	市立中学校校長会の会員
委 員	齊 藤 イト子	社会教育委員	武蔵村山市社会教育委員
委 員	川 島 良 夫	スポーツ推進委員	武蔵村山市スポーツ推進委員
委 員	小 川 和 男	公民館運営審議会委員	武蔵村山市公民館運営審議会の委員
委 員	勝 亦 圭 子	第十小学校 PTA 会長	武蔵村山市立小学校の PTA の会長
委 員	羽 鳥 直 美	第二中学校 PTA 会長	武蔵村山市立中学校の PTA の会長
委 員	北 田 智 加		公募による市民
委 員	久保田 大 資		公募による市民